

社会福祉法人にしあいつ福社会 評議員報酬規程

定款第八条の規定により、評議員の報酬額を設定する。

1. 報酬単価等

①通常の場合

1時間あたり 1,860円

②評議員出張（研修等の参加）

1日あたり 7,440円

※会議時間は、1時間単位として積算する。

2. 旅費の支払

1キロメートル当たり、@25で積算する。端数が出た場合は、切り上げし積算する。

3. 報酬及び旅費の支払

①1.の①及び2.については、会議終了後、1週間以内に指定口座へ振込むこととする。

②1.②については、事前に旅費等も積算し支払する。

4. 報酬の総額

①評議員会の開催を年3回、1回の会議時間を3時間

@1,860×3h×8名×3回=133,920円

※定款第八条の範囲

附則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。